

ニセコ町議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニセコ町情報公開条例（平成10年ニセコ町条例第17号）の規定に基づき、ニセコ町議会議長（議長の代理によるものを含む。以下「議長」という。）が、町議会を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）について、その区分、支出金額等の透明化を図るため、支出の基準及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、交際上必要と認めたもの並びに町議会運営及び町行政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出するものとする。

(支出項目等)

第3条 議長交際費の支出区分及び支出範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会費 懇談会等を目的とする会合に係る経費
- (2) 慶祝 各種団体等が行う総会、大会、式典、行事等に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀における香典、供花等に係る経費
- (4) 接遇 外部との意見交換又は接待等に係る経費
- (5) 見舞 病気、災害、事故等の見舞に係る経費
- (6) 協賛 公益性が認められる事業に賛同する意を表すために係る経費
- (7) その他 その他、議会の運営において支出することが適当と認められる場合に係る経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出項目に対する支出金額等の基準は、別表1のとおりとする。

2 議会交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ、最小限の金額となるよう努めるものとする。

(公表)

第5条 議長交際費の執行状況については、別記様式によりニセコ町議会ホームページで公表するものとする。

2 公表する交際費の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

3 交際費の公表は、ニセコ町個人情報保護条例（平成10年ニセコ町条例第18号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

(支出基準の見直し)

第6条 議長は、その支出内容や金額が町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

支出項目	支出内容及び基準額
会費	各種団体等が行う懇談会等を目的とする会合の参加経費で、金額が案内文書に記載されている場合はその額とし、明記されていない場合は実費相当額とする
慶祝	各種団体等が行う総会、大会、式典、行事等に係る経費で、社会通念上妥当と認められる範囲での金額。ご祝儀にあつては10,000円以内
弔慰	葬儀における香典、供花等に係る経費で、社会通念上妥当と認められる範囲での金額。香典にあつては10,000円以内
接遇	外部との公の意見交換又は接待等に必要な土産代その他必要な経費で、社会通念上妥当と認められる範囲での金額。
見舞	病気、災害、事故等の見舞に係る経費で、1件につき10,000円以内
協賛	公益性が認められる事業に賛同する意を表すために係る経費で、1件につき10,000円以内
その他	その他、議会の運営において支出することが妥当と認められる場合に係る経費

別記様式（第5条関係）

交際費の執行状況

（ 年 月分）

支出日	支出項目	支出内容	支出金額（円）
		月分合計	
		平成 年度分累計	